

## ★受水槽（貯水槽水道）設置者の皆様へ

○貯水槽水道とは水道事業者(市町村等)から供給される水をいったん受水槽に貯めてから給水する方式で、主に一時的に大量の水を使用する施設でこの方式が用いられています。受水槽への流入管の口径が受水槽を使用しない場合より小さくできることや断水時や災害時に水の確保ができるなどの利点がありますが、受水槽から先は設置者の責任において維持管理をすることが義務付けられております。

○貯水槽水道の種類

受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup> を超える……簡易専用水道

受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup> 以下……小規模貯水槽水道

## ★受水槽（貯水槽水道）の維持管理

○簡易専用水道（受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup> を超える）

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、次の事項の管理を行ってください。（水道法第 34 条の 2、水道法施行規則第 55 条）

- ・受水槽の清掃

水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

掃除は、専門的な知識、技能を有する者に行わせることが望ましいとされています。

- ・受水槽の点検

月 1 回程度、水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

（例：水槽に亀裂はないか、水槽の蓋の施錠はされているか、オーバーフロー管に防虫網は設置されているかなど）

- ・水質検査の実施

蛇口における水の色、濁り、臭い、味などについて日頃から点検してください。異常を認めたときは、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（厚生労働省ホームページ検査機関登録簿参照）に依頼し、必要な項目の検査を行って安全性を確認してください。検査後交付される検査結果報告書は検査後 3 年間保存して下さい。

- ・給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせなければなりません。

## ○小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup> 以下）

小規模貯水槽水道の設置者は、白鷹町水道給水条例施行規則に従い、次の事項の管理を行ってください。（白鷹町水道給水条例施行規則第 15 条）

### ・受水槽の清掃

水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

掃除は、専門的な知識、技能を有する者に行わせることが望ましいとされています。

### ・受水槽の点検

水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

（例：水槽に亀裂はないか、水槽の蓋の施錠はされているか、オーバーフロー管に防虫網は設置されているかなど）

### ・水質検査の実施

1 年以内ごとに 1 回、定期的に、蛇口における水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無などの水質検査を行ってください。異常を認めたときは、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（厚生労働省ホームページ検査機関登録簿参照）に依頼し、必要な項目の検査を行って安全性を確認してください。

### ・給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせなければなりません。

## お問い合わせ先

〒992-0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

白鷹町上下水道課 電話 0238-85-6137

[E-mail suidou@so.town.shirataka.yamagata.jp](mailto:suidou@so.town.shirataka.yamagata.jp)（水道担当）